

会 議 録

会議の名称	第1回大牟田市個人情報保護審議会
事務局	企画総務部総務課
開催日時	平成31年4月18日(木) 13時45分～15時30分
開催場所	大牟田市役所北別館4階 第1委員会室
公開・非公開	公開
非公開理由	
傍聴者数	0人
出席委員	蓑輪 靖博(会長) 竹本 安伸(副会長) 川満 佳代子 東 隆也
事務局職員 職氏名	総務課 企画担当課長 古家 真弓 同 主査 山田 寿美子 同 担当 大淵 麻紀
会議次第	1 会長・副会長の選任 2 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて(諮問) ② 保有個人情報等の取扱いについて(報告) ③ 個人情報取扱事務の届出について(報告) ④ 平成30年度運用状況について(報告)
会議の概要	1 蓑輪委員が会長に、竹本委員が副会長に選任された。 2 議事 ① 保有個人情報等の取扱いについて諮問した。 ② 保有個人情報等の取扱いについて報告した。 ③ 個人情報取扱事務の届出について報告した。 ④ 平成30年度の運用状況について報告した。

審 議 経 過

発言者	発言内容
会長	議事①保有個人情報等の取扱いについての諮問1件目、子ども家庭課の目的外利用について、事務局より説明を。
事務局・子ども家庭課	(資料に基づき説明)
会長	質問や意見はないか。
委員	臨時での事務なので目的外利用という考えでよいのか。
事務局	今まで行っていない新たな事務で、すでに保有している個人情報をその事務のために取り扱うこととなる。本来収集している目的とは別の目的で使用するため、諮問をさせていただいた。
委員	考え方は間違っていないということか。
事務局	はい。
会長	児童扶養手当を受給するためのデータを臨時の給付金のために使用するということになると目的外になるため、ここで改めて検討するということか。
事務局	はい。
会長	児童扶養手当を受給している方が自分で申請をして、その方に資格があるかどうかを確認し、最終的に支払うという手続きの流れか。申請をしてもらえないと支給でき

子ども家庭課 会長 委員 全員 会長 子ども家庭課 会長 委員 全員 会長	ないのか。 はい。 他に質問や意見はないか。 〈なし〉 説明をありがとう。 (子ども家庭課退出) 本件については、取扱いを了承してよいか。 〈了承〉 本件については、取扱いを了承するものとする。
会長 事務局・保険年金課 会長 委員 保険年金課 会長	諮問 2 件目、保険年金課の外部提供について、事務局より説明を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 500 件のうち 14 件しか回答がなかったというのは、かなり少ない。今年度は何件を目標としているのか。 昨年の 12 月から開始した事業である。今年度は年度当初から実施する。対象者約 2,500 人を想定しており、年 2 回程度の実施を予定している。 特定健診を受けていない人が多く、市から通知を送ってもなかなか受ける人が増えない状況であるため、受けるよう医療機関の方から声かけを行ってもらうために、情報を提供するという趣旨か。
保険年金課 委員	はい。 11 ページのお願いとは、検査結果を提出してくださいというお願いか。
保険年金課 委員 保険年金課	はい。お願いの手紙を送り、送った方に対して、病院から「手紙が来てないですか。持って来てください。」というような声かけを行ってもらう。 健診を受けてもらうためのお願いというよりも、情報提供の同意についてのお願いが一番の趣旨か。
事務局	第一の趣旨としては、情報提供のお願いであるが、それを送る人は、特定健診を受けていない人であるため、特定健診を受けていただくための案内にもつながる。 本人が同意書を出せば、病院から市へ情報が提供されるという流れになっている。高齢の方が多いため、通知が送られてきてもそのままにされている方が多い状況である。そのため、病院から声かけをして促してもらい、同意書を提出してもらう。病院が既に行っている検診結果を 13 ページの用紙に記載し市へ提出することで、特定健診を受けたとみなすという流れになる。
委員 保険年金課	11 ページの用紙が実際に届くのか。 去年送った分なので、若干文言等の修正があるかもしれないがこのような様式で送る予定。
委員 会長	何のお願いの通知なのか分かりづらい。 11 ページの右上に書いてある特定健康診査は、この健康保険に加入している人は受けるというのが前提であるが、実際には受ける人が少ない状況である。自主的には受けてもらえないため、病院に通っている範囲での情報を特定健康診査とみなせるよう、市に情報提供してもら

委員 保険年金課	<p>うということか。仕組みが分かるよう説明していく必要があるのでは。わざわざ特定健診を受けなくても、病院へ通っている範囲での情報を提供することで、受けたことになるというのは、便利であると思う。市で入手しなければならぬ情報ではあるため、病院経由で入手すること自体は問題ないが、医療機関へ未受診者の情報を渡すことについてはいいのだろうか。</p>
委員 保険年金課	<p>どのように医療機関を特定するのか。 生活習慣病で検査を受けた方のレセプトが保険者へ届くため、そのレセプトから対象者を抽出する。手紙を送っている方の被保険者番号と氏名を病院へ提供する。</p>
委員 保険年金課	<p>医療機関を受診された方の情報が既に保険者の方にあり、どこで受診しているかが分かるため、該当する医療機関へ手紙を送った方の情報を提供するということか。本人が提供するかどうかに関わらず、受診した医療機関に通知を行うのか。</p>
会長	<p>はい。検査情報の提供について本人同意を得て、医療機関から市へ情報提供いただけると、特定健診を受診したとみなすことができる旨の通知を送る。</p>
委員 保険年金課	<p>特定健康診査を受けていない人が、どの医療機関で健康保険を使ったかということが把握できるため、その受けていない人の情報を当該医療機関へ提供するということか。</p>
委員 保険年金課	<p>受診をしていないが、治療の一環で同じような検査を受けている方に対して、市へ情報提供してくださいという内容の手紙を送る。そういう手紙が届いていないか医療機関から本人へ確認をしよう。</p>
委員 保険年金課	<p>事業概要の通知の確認・勸奨というのは、医療機関から患者さんに通知が届いていないか確認をするということか。</p>
委員 事務局	<p>定期的を受診をされているので、受診の際に、市から通知がきていないかを医療機関に確認してもらおう。</p>
委員 事務局	<p>今回は事業概要の真ん中の被保険者番号、氏名の提供に関する諮問になるのか。</p>
委員 保険年金課	<p>はい。通知を送った人の情報を医療機関へ提供する。市から通知を送っているので、お声かけをしてくださいという意味で提供を行う。</p>
委員 保険年金課	<p>複数の病院にかかっている場合はどうするのか。 1ヶ所にしか送らない。違う内容の治療で2つの病院にかかっている場合、検査項目が多い方の病院へ送る。特定健診を受けると言われる場合は、特定健診として受けてもらい、病院の持っている情報でと言われる場合は、同意書に記載し渡してもらえれば、病院から市へ情報を提供してもらえる。</p>
事務局	<p>14ページの下の方が同意欄になっている。</p>
委員 保険年金課	<p>質問票兼同意書がそのまま市へいくのか。</p>
委員	<p>はい。 日頃から定期的を受診をしていると、わざわざ特定健診を受けなくても思ってしまう。特定健診を受ける人が少ない理由の1つではないか。</p>

保険年金課	健康診査は既に悪くなったところの治療のためだけではなく、幅広く検査を行っているため、毎年受けてもらいたい。
会長	特定健康診査は法律で受けなければならないと決まっているのか。
事務局	保険者が必ず実施しなければならないことになっている。
会長	健康診査のデータはどこがどのように使用するのか。
保険年金課	検査結果を基に市が生活習慣を改善するための保健指導を行う。
会長	市の範囲で利用することしかできないのか。
保健年金課	はい。生活習慣病が進んでいくと、透析等に発展し、介護が必要となったり、最悪亡くなられたりする場合があります。そういったことにならないよう予防するために保健指導を実施し、ずっと健康で過ごしてもらえようとするというのが趣旨である。
会長	市としては、このような政策をするためにデータを集めることができる仕組みになっているのか。
保険年金課	はい。
会長	病院に通っている人からすれば、既にその病院で治療やアドバイスを受けているため、自分自身の健康はある程度確保できている。市民の健康状態を把握するのは、市の政策を行うことが目的なのか。個人の健康そのものを守ることに、市でデータを使用するために実施するのは目的が違うため、受ける人が少ないのでは。
保険年金課	分析もしなければならぬが、その結果に基づいて、個人ごとに保健指導を行っている。
委員	検査結果が悪い時に保険指導が入るのか。
保険年金課	はい。
委員	市が保健指導を行うのか。
保険年金課	社会保険であれば、それぞれの社会保険で実施し、国民健康保険の加入者であれば、市町村で実施をしている。
委員	先程も言ったが、お願いの文書が高齢者には分かりづらい。本人が記入する分については、記入して持っていくべきなのか、病院で記入するものなのか分からない。
保険年金課	問診は基本的に本人が書くことになっている。しかし、聞きとりを行い医師が記載することも可能である。できるだけ見やすくなるよう工夫を行う。
委員	とびうめネットとは何か。
保険年金課	救急で治療が必要になった際に、情報を登録しておくことで、病歴などが共有できるシステムである。福岡県の医師会で構築をされている。
委員	自分の病歴等がデータとして登録されているということか。
保険年金課	とびうめネット利用の登録の同意というのがあり、同意し申し込まれた方が情報を登録されると、情報の共有ができるようになる。
委員	医療機関が同意のもとに登録をしてあげるのか。
保険年金課	はい。
委員	とびうめネットに関する資料等は同封しないのか。

保険年金課 会長	とびうめネットの手続きは、それぞれの医療機関で行うことになる。手紙には同封していない。 とびうめネットについては、医療機関の方から別途お知らせがあるのか。
保険年金課 委員	はい。 この文書だけを見ると、主語がないため、誰がお願いしているのかが分からない。とびうめネットは市が登録をお願いしているわけではないのか。
保険年金課 会長	はい。市からお願いしているわけではない。 とびうめネットは県の政策で行っているのか。それとも、県の医療機関で行っているのか。
保険年金課 会長	福岡県の医師会で行っている。 県で行っているわけではないのか。
保険年金課 会長	県が関わっているかまでは確認していない。 誰がどのように実施しているのか分かるようにした方がいいのではないかと。市民に分かりやすいよう工夫を。
保険年金課 委員	はい。 病院で検査をされている方は、改めて特定健診を受ける必要がないため、そのことをもっと広めていく必要があるのでは。
会長	特定健康診査をわざわざ別に受けなくてもいいという仕組みはよいと思うが、それを市民に分かりやすく伝えられるよう工夫は必要だろう。他に質問や意見はないか。
委員全員 会長	<なし> 説明をありがとう。
保険年金課 会長	(保険年金課退出) 本件については、情報提供の仕方を工夫してもらえれば、趣旨としては問題ないようなので、取扱いを了承してよいか。
委員全員 会長	<了承> 本件については、取扱いを了承するものとする。
会長	議事②保有個人情報等の取扱いについて事務局より報告を。
事務局 会長	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 34 ページや 35 ページなどの根拠規定は、個人情報保護条例第 11 条第 1 項となっているが、第 2 項の間違いはないか。
事務局 会長	間違いである。訂正する。
委員全員	他に質問や意見はないか。 <なし>
会長	議事③個人情報取扱事務の届出について事務局より報告を。
事務局 会長	(資料に基づき説明) 質問や意見はないか。
委員全員	<なし>
会長	議事④平成 30 年度運用状況について事務局より報告

<p>事務局 会長 委員 事務局</p>	<p>を。 (資料に基づき説明) 質問や意見はないか。 非開示の不存在とはどういうことか。 文書が存在しない場合、文書がないことによって情報を開示できないため、非開示の決定通知書を出すことになる。40ページの番号4で、ご自身の印鑑登録の新規届等の開示請求をされている。しかし、この期間内に該当するものは何も出されていなかったため、不存在となっている。</p>
<p>委員 事務局</p>	<p>実際には申請をされていなかったということか。 はい。該当する文書がなかったため、不存在となっている。</p>
<p>会長 委員全員</p>	<p>他に質問や意見はないか。 <なし></p>
<p>会長</p>	<p>以上で審議会を終了する。</p>